

令和6年10月25日

高山村長 後藤 幸三 様

高山村議会議長 山口 英司 様

高山村監査委員 関 令二郎

高山村監査委員 平形富二夫

令和6年10月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査、審査及び検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査、財務監査、行政監査

(2) 監査等の対象

- ① 令和6年度9月分の出納及び収入支出関係書類
- ② 歳計現金及び基金の残高照合（令和6年9月末現在）
- ③ 住民課所管事務（令和5年度の消耗品及び備品の年間購入実績、
職員の休暇及び時間外勤務等の状況）

(3) 監査等の実施日

令和6年10月25日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等、通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

- ① 令和6年度9月分の出納及び収入支出関係書類
指摘事項は認められなかった。

- ② 歳計現金及び基金の残高照合（令和6年9月末現在）
指摘事項は認められなかった。

- ③ 住民課所管事務（令和5年度の消耗品及び備品の年間購入実績、
職員の休暇及び時間外勤務等の状況）
村全体の状況を確認した後に、全体を通して結果報告を行う。